

最近の判例から

不実の証明書を発行した税務課長に対する  
求償金の請求

(浦和地判 平八・六・二四 判タ九二五―一八四) 村上 秀樹

本件は、税務課長が不実の宅地課税証明書を発行したことによる国家賠償請求訴訟に敗訴した町が、当該税務課長に対して求償金を請求した事案において、税務課長に八割、約一億円近い支払いを命じた事例である（浦和地裁 平成八年六月二四日判決 一部認容・控訴 判例タイムズ九二五号一八四頁）。

一 事案の概要

Yは、平成二年五月二二日、同和団体の役員を名乗るAから、X町内の土地（雑種地）について、昭和四五年一月一日当時本件土地が宅地として固定資産税を賦課されていたとの証明書を発行するよう、要求された。

Yは、課員に調査させた結果、当時は台帳地目、課税地目とも畑であり、畑として課税されていたことを知ったが、Aの要求に押されて宅地課税証明書を発行し、Aに交付した。

Bは、平成二年五月二五日、同証明書を示され、宅地開発が可能であると説明されたため、これを信じて本件土地の所有名義人Cとの間で、売買契約を締結し、代金一億六、五二〇万円を支払った。

ところが、その後同証明書が虚偽であり、宅地開発が不能であることが判明したため、Bは、支払代金と土地の適正価格四、八二〇万円との差額二億一、七〇〇万円の損害を被り、うち一億二、二〇〇万円は売主関係者から填補を受けたとして、平成三年六月、X町に対し、国家賠償法に基づき損害残額九、五〇〇万円及び弁護士費用九五〇万円の支払いを求める民事訴訟を提起した。

同訴訟において、一審（浦和地判平成六年一月一七日 判時一五二三号一四〇頁）は、X町に対し、損害賠償金一、〇九五万円及び遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡した。

が、双方の控訴を受け、二審（東京高判平成六年一月二八日 判時一五二二一四〇頁）は、X町に対し、損害賠償金一億二〇〇万円及び遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡し、X町は、平成六年一月二〇日、Bに対し計一億一、九六四万七、三九八円を支払った。

そこで、X町は、Yに対して求償金と応訴費用の支払いを求めて、提訴した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は次のような判断を下した。

(1) 本件証明書の発行はYの違法な職務執行によるものであり、Yは、それにより宅地開発が可能な土地として取引された場合に被害を受けるものが生じることを予見していたということができ、被害を被らせることにつき故意があったとは断定しえないにしても、重大な過失があったことは明らかである。

(2) しかし、Yがエセ同和行為の排除について、適切に対応できず、公務員としての自覚を欠いて本件課税証明書の発行に依ってしまったことには、X町において、エセ同和行為の対応について職員に対する指導、

教育が足りず、対応方針が徹底していなかったことも一因であることは否めず、X町にも二割の過失があるとして、X町が支払った損害賠償額のうちYに求償できるのは、八割（九、五七二万七、九一八円）を限度とするとした。

(3) なお、公共団体の応訴費用については、国家賠償法一条二項により、公務員個人に求償できるのは、被害者が被った損害に対する賠償額に止まるとして、その請求を斥けた。

### 三 まとめ

国又は地方公共団体の公務員の職務上の不法行為については、国又は地方公共団体が損害賠償責任を負い、公務員個人は直接責任を負わず、求償権の発生は、公務員の故意又は重大な過失があつた場合に限定されており、公務員に対する求償をめぐる判例は少ない。

本件判決は、不実の宅地課税証明書の発行によるYの責任を八割とし、約九、六〇〇万円を支払いを命じた、非常に厳しい判決である。なお、Yは、控訴している。

(調査研究部調査課長)

### 最近の判例から

## 登記官の登記の誤りと相続税等の過剰納付

(広島高裁 平八・三・一三 判例自治一五六―四八) 菊地 眞二

本件は、県が囑託した分筆登記の地積の記載の誤りを登記官が看過して過大な地積の分筆登記をし、これに伴う地積変更通知により市の固定資産課税台帳に過大な地積が記載されたため、固定資産税等および相続税について過剰納付したとして、損害賠償を求めた事案について、第一審では固定資産税等について市の責任を認め、控訴審では相続税について国の責任を認めた事例である（広島高裁平八年三月一三日、判例自治一五六号四八頁、確定）。

### 一 事案の概要

Y2（県）は、昭和四五年、A所有の土地（二五九・四〇平方メートル）の一部を道路用地として買収し、土地分筆の代位登記をY1（国）の登記官に囑託した。その際、Y2は、平方メートル表示の登記簿の地積を坪表示と

誤認して、二五九・四〇坪（八五七・五二平方メートル）として囑託した。

囑託を受けた登記官はこの誤りを見過ごし、分筆後の本件土地の地積を、二四四・二平方メートルとすべきところ、八四二・三二平方メートルと登記し、固定資産税等の賦課徴収権者であるY3（市）に通知した。

なお、本件土地は、昭和四六年にも一部分筆され、分筆後の地積は八三二・四八平方メートルとして、Y3に通知された。

この結果、Y3は、通知を受けた本件土地の地積をもとに固定資産評価額を求め、Aに固定資産税および都市計画税を課税した。

Aは、昭和五五年に死亡し、Aの財産はX1（Aの妻）、X2（Aの養子）、X3（Aの長女）が相続した。X2、X3は、登記簿に記載された地積をもとに相続税を申告納付した。